

公立大学法人横浜市立大学職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第37条の規定に基づき、職員（教員を含む。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対して一般市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第2条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる倫理原則を遵守して職務に当たらなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。
- (3) 職員は、法令、条例及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限を濫用してはならない。
- (4) 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(定義等)

第3条 この規程において「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 物品購入等の契約に係る職務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- (2) 共同研究、受託研究等の契約に係る職務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- (3) 許認可等をする職務 当該許認可等を受けている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等及び当該許認可等を申請しようとしていることが明らかである事業者等

4 職員に異動があった場合において、当該異動の日から3年間は、当該異動があった職員と利害関係者の関係は継続しているものとみなす。

5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第4条 職員は、第2条の規定に反する行為であって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。社会通念に照らして第2条の規定に抵触すると考えられるその他の行為についても行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）等財産上の利益を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償、または社会通念上著しく低廉な対価をもって物品又は不動産等財産上の利益の貸付けおよび役務（債務の弁済、担保の提供又は保障をさせることを含む）の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登載されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (5) 利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（職務のための出張を除く。）をすること。
- (6) 利害関係者から供應接待（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催し物等への招待を含む。以下同じ。）を受けること。
- (7) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- (8) その他第2条の規定に抵触する行為を行うこと。

2 職員は、入学試験、単位認定、卒業判定、修了判定、学位審査等の職務に関連して、学生等から前項各号に記載されている禁止行為を行ってはならない。

3 職員は、職員としての採用や身分の決定等の職務に関連して、その審査の対象となる者等から第1項各号に記載されている禁止行為を行ってはならない。

また、職員は、身分の決定等の職務に携わる職員に対して第1項各号に記載されている禁止行為を行ってはならない。

4 職員は、病院等における診療等の医療行為に関連して、患者等から第1項各号に記載されている禁止行為を行ってはならない。

5 第1項の規定の適用については、職員（同項第7号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合であって、当該対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当しない者との間においては、職務上の利害

関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行為を行おうとする態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する一般市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第7号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、職員は、利害関係者との間で、社会通念上、公正な職務の執行に対する一般市民の疑惑や不信を招く恐れがない場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（広く一般に配布するためのものに限る。）の贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合であって立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与、飲食物の提供を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用するここと。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓又は簡素な飲食物の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席するパーティー等において、自己の飲食に要する費用について自ら負担して、利害関係者と共に飲食すること。
- (7) 自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担し、私的な関係がある利害関係者と共に飲食すること。

3 職員は、前2項の行為を行う際、公正な職務の執行に対する一般市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか疑義がある場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従わなければならない。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供應接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。また、社会通念上著しく高価な物品等の贈与については、中元、歳暮等の社交儀礼であったとしても行ってはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第7条 職員は、他の職員の第4条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第4条第1項第7号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、本学において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない
(贈与等の届出)

第8条 職員は、事業者等から金銭、物品その他財産上の利益の供与若しくは供應接待を受けたとき(受けた利益が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、当該行為を受けた日から14日以内に、別紙様式第1号により、倫理監督者に届け出なければならない。

(倫理監督者)

第9条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 教員に係る倫理監督者は、学長とする。

3 前項以外の職員に係る倫理監督者は、別途理事長が定める。

(倫理監督者への相談)

第10条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

第11条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (2) 職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な部署に通知したことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないような措置を講じること。
- (3) 研修その他の施策により、職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。
- (4) 職員からの第5条第3項又は前条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (5) 職員からの第8条の届出を受理し、その内容を審査すると共に、必要に応じて指導及び助言を行うこと。また、その届出の保存及び閲覧を適正に行うこと。
- (6) 職員が特定の者との間に一般市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督者は、職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(職員が違反した場合の措置等)

第12条 職員が本規程の規定に違反する行為を行った疑いがあると認められる場合には、倫理監督者は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該職員に違反する行為があったと認められるときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合、速やかに法令等に従い、必要な措置をとる。

(その他)

第13条 理事長は、この規程の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 9 月 9 日から施行する。

平成 年 月 日

贈与等報告書

倫理監督者

所属

職名

氏名 印

項目	報告内容
利益の供与若しくは供応接待を受けた年月日	
利益の供与若しくは供応接待の基因となった事実	
利益の供与等の内容	
利益の供与等の価額	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
利益供与等をした事業者等の名称及び住所	
利益供与等をした事業者等と当該職員の職務との関係及び大学との関係	